

飛驒市告示第207号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和4年第3回飛驒市議会定例会を招集する。

令和4年5月31日

飛驒市長 都 竹 淳 也



記

- 1 日 時 令和4年6月7日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

令和4年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年6月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告 第1号	令和3年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について
第4	報告 第2号	飛騨市土地開発公社の経営状況報告について
第5	報告 第3号	損害賠償の額の決定について
第6	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市税条例の一部を改正する条例)
第7	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて(商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例)
第8	承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度飛騨市一般会計補正予算(専決第3号))
第9	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度飛騨市一般会計補正予算(専決第1号))
第10	承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
第11	議案 第62号	財産の取得について(高規格救急自動車)
第12	議案 第63号	財産の取得について(ロータリー除雪車)
第13	議案 第64号	飛騨市公共下水道古川浄化センターの建設工事委託(耐震補強)に関する協定の締結について
第14	議案 第65号	飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
第15	議案 第66号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

令和4年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年6月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第67号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第17	議案 第68号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第18	議案 第69号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第19	議案 第70号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第20	議案 第71号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第21	議案 第72号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第22	議案 第73号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第23	議案 第74号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第24	議案 第75号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第25	議案 第76号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第26	議案 第77号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第27	議案 第78号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第28	議案 第79号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第29	議案 第80号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第30	議案 第81号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

令和4年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年6月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第31	議案 第82号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第32	議案 第83号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第33	議案 第84号	飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第34	議案 第85号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第35	議案 第86号	飛騨市障がい者グループホーム施設条例の一部を改正する条例について
第36	議案 第87号	指定管理者の指定について(飛騨市障がい者グループホーム)
第37	議案 第88号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第38	議案 第89号	令和4年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第39	議案 第90号	令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第40		岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○出席議員（13名）

1番	小水	笠	原	美	保	子
2番	谷		上	雅		廣
3番	上	ケ	口	敬		信
4番	井		吹	豊		孝
5番	澤		端	浩		二
6番	住			史		朗
7番	徳		田	清		美
8番	前		島	純		次
9番	野		川	文		博
10番	籠		村	勝		憲
11番	高		山	恵	美	子
12番	葛		原	邦		子
13番			谷	寛		徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都		竹	淳		也
副市長	湯	之	下	明		宏
教育長	沖		畑	康		子
総務部長	谷		尻	孝		之
企画部長	森		田	雄	一	郎
市民福祉部長	藤		井	弘		史
商工観光部長	畑		上	あ	づ	さ
農林部長	野		村	久		憲
財政課長	上		畑	浩		司
基盤整備部長	森			英		樹
環境水道部長	横		山	裕		和
会計管理者	齋		藤	和		彦
消防長	中		畑	直		也
病院事務局長	佐		藤			樹

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡		田	浩		和
書記	渡		辺	莉		奈

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから令和4年第3回飛騨市議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により1番、小笠原議員、2番、水上議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（澤史朗）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日、6月7日～6月22日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、6月7日～6月22日までの16日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願・陳情等はお手元に配付の請願・陳情等整理簿のとおりであります。

議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。本日、令和4年第3回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、ご参集賜り誠にありがとうございます。6月22日までの16日間にわたりまして、数多くの重要な案件につきましてご審議を賜ります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

3月定例会以降の新型コロナウイルス感染症対策の現状とお手元にお配りしております行政報告の中から、市政の取り組みにつきまして4点ご報告を申し上げたいと思っております。

初めに、新型コロナウイルス対策の現状につきましてご報告を申し上げます。今年の大規模連休は3年ぶりに行動制限が発出されない中で、大きな人流が生まれ、全国の観光地で久しぶりに、にぎわいを見せたところですが、懸念されたような感染の大爆発には至らず、結果的に人流だけで感染拡大に繋がることのないことが明らかになったというところでございます。

こうした中、これまでの感染の多くが、換気の不十分な屋内や飲食の機会で起きていることを踏まえ、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月23日に基本的対処方針を見直し、周囲の人との距離が十分に確保できる屋外での活動や、屋内であっても周囲との距離が確保され、会話をほとんど行わないような場面については、マスク着用の必要はないとの考え方を明確にいたしました。

当市といたしましては、これまでと同様に、科学的、医学的なエビデンスに基づく国の方針に準ずることとし、6月1日発行の広報ひだ号外において、特に熱中症のリスクが高くなる夏場については、マスク着用の必要がない場面ではマスクを外していただくことを推奨するなど、状況に応じてマスクと上手につき合っていただくよう市民の皆様呼びかけを行ったところでございます。

次に足元の感染状況ですが、県内の新規感染者数につきましては、依然として高い水準にあるものの、昨日までの2週間、連続して前の週の同じ曜日を下回り、直近、一週間の平均の感染者数は、感染再拡大時として体制の強化が図られる700人の基準を下回る395人となっております。市内におきましても、連日のように新規感染者が確認されておりますが、直近一週間の平均感染者数は2.29人と、こちらも飛騨市独自のまん延警報発令基準である9人を大きく下回っております。

他方で、最近の市内感染の傾向を見ますと、咳や微熱等の自覚症状がある場合に医療機関等で、検査で一旦陰性と判定されても、しばらくして陽性になる事例が見られております。

さらに家庭内で感染者が出た場合には、感染された方が10日間の自宅療養期間を終えて回復した後別同居家族の方の陽性が判明することで、濃厚接触の期間が続き、家族全体が長期に渡って外出できないケースが散見されます。

現在の主流であるオミクロン株の特徴は接触から感染確認までの期間が3日程度と比較的短いとされていますが、何らかの変化の兆候である可能性もあり、注視しているところでございます。

こうした状況下におきまして、飛騨市としては早くから取り組んでおります検査体制の活用を呼びかける中で、頻回の検査による確認によって、感染の拡大を未然に防いでいくことが最も有効な手段と考えております。実際にまちなか簡易検査センターや市内薬局で購入されたキットによる自己検査で陽性が確認される例がこここのところ相次いでおります。

こうしたことを受け、特に子供さんの行事等に活用する検査キットの配布、薬局でのキット購入に関する1回当たりの購入個数制限の緩和と、市内企業在勤者への対象拡大などの拡充策を6月10日から実施することとしたところでございます。

続いて、ワクチンの接種状況につきまして申し上げます。2回目のワクチン接種から6か月を経過した方に対する3回目接種につきましては、高齢者を中心におおむね終了しておりますが、5月末時点における18歳以上40歳未満の接種率は76.05%とやや低い状況にあります。

最新の報告では、オミクロン株に対するワクチン感染予防効果、発症予防効果及び入院予防効果は、デルタ株と比較して低いことが明らかとなっているものの、いずれも2回目の接種後に経時的に低下した効果が3回目接種により一時的に回復することが確認されていることから、若年層の方々が接種を受けやすい週末の接種機会を確保するなど、引き続き接種の啓発に努めてまいります。

4回目の接種につきましては、目的が重症化予防とされ、対象者も高齢者等に絞るなど、国から対応方針が示されたことを踏まえ、5月20日に対象者宛に意向調査票を発送し、昨日までに58%のご回答をいただいております。今後、接種を希望する方の意向を踏まえた日程や医療機関の割り振りなど、速やかかつ円滑な実施に向けた調整を進めてまいります。

次に原油価格、物価高騰への対応につきまして申し上げます。私はかねてより、世界的に情勢が大きく変化するような局面における基礎自治体の責務は、低所得者世帯など真に生活に困っている方々を見極めてセーフティーネットを張り、市民の生活を守ることにあると考えております。したがって国県の対策を見極め、その活用を前提とした上で、そこから漏れ落ちてくる分野を補うような対策を迅速かつ積極的に講じることを念頭に検討を進めてまいりました。

本日提案させていただいております補正予算案の編成段階では、国県の施策がはっきり示されていなかったことから、関連予算の計上は見送らせていただきましたが、5月30日に開催されました県のコロナ対策本部会議において、県の対策についての説明があり、国の対策の内容も判明しつつあることから、現在その分析を踏まえ、市として独自に講ずる部分の確認、追加の対策を加えるなどの最終調整を行っております。準備が整い次第、本議会中に関連予算案の追加上程をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

さて、続きまして前議会以降の市政の取り組みにつきましてご報告を申し上げます。最初に3月24日木曜日に開催されました名古屋大学と飛騨市の観光に関する共同研究成果発表会につきましてご報告を申し上げます。

飛騨市と名古屋大学は古川まつりの屋台位置情報システムを初め、市役所駐車場での車両ナンバーシステム導入による観光動向調査の業務効率化など、これまでも様々な共同研究を行い実用化に至っております。

昨年度はデータに基づく効率的な観光施策の展開をテーマに、AIを活用したSNS分析に取り組んでまいりました。具体的にはSNSの中でもLINEに次いで世界的ユーザーの多いTwitterとInstagramの投稿データを抽出し、投稿に使われている語句や写真から人気の高いキーワードや写真の場所などを分析し、そのトレンドを市の観光施策に生かすというものでございます。

SNS発信はスピードが重要であり、トレンドを分析し、効率的に情報発信することは、SNS社会ではもはや常識となっております。今回の検証を踏まえ、今後は観光を初め、市の広報全般に生かしてまいりたいと考えております。

次に4月2日土曜日、飛騨市のものづくりブラッシュアップ事業で生み出された特産品に、地元の食の魅力を加えて東京で紹介するEXCELLENT飛騨のオープニングイベントに出席をいたしました。

有楽町駅すぐ横の新有楽町ビルにあるサスティナステーション・ダイダイで行われたオープニ

ングイベントには、都内在住の飛騨市ゆかりの方々や、関東飛騨市会の方など40名ほどの皆さんがおいでくださり、飛騨市食の大使である工藤英良さんらのスピーチに続いて、飛騨市内の各所とZ o o m中継を繋いでの飛騨市の人々や風景の紹介、そば打ちの実演、振る舞いなどが行われました。

4月28日までのイベント期間中、ものづくり事業で開発された商品の販売や、週末には食と体験をセットにした市内事業者によるワークショップを開催し、直接参加者からの声を聞きながら、飛騨市の魅力の一端を体感いただいたところでございます。

今後は今回行った食や体験メニューのダイダイでの常設化を進めるとともに、ファンクラブイベントやサロンの開催等も検討しながら、さらなる有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に4月28日木曜日に新たにオープンいたしました飛騨市ファンクラブ会員向けの拠点となる飛騨市ファンクラブサポートセンターにつきましてご報告を申し上げます。

平成29年に設立した飛騨市ファンクラブは、今年で設立5周年を迎え、会員数は9,600人を超え、1万人目前となっております。

この度、さらなるファンクラブ会員との交流促進と会員の満足度向上を目指し、飛騨市ファンクラブサポートセンターをまちづくり拠点n o d eと道の駅宙ドーム神岡、東京有楽町のサスティナステーション・ダイダイの3か所に同時オープンいたしました。

サポートセンターでは訪れたファンクラブ会員や会員からもらった名刺を持参した方に、市内約50か所の飲食店や土産物店、サスティナステーション・ダイダイの飛騨市商品購入に使える最大1,500円分の割引クーポンを贈呈することとしています。

これからもファンクラブ会員との交流を大切に、ますます飛騨市愛が高められるサポートセンターにすることで、飛騨市を継続的に応援してくださるファンづくりを目指していきたくと考えております。

続いて5月12日、日曜日に開催されました飛騨市健康ウォーキング小島城コースO P E N記念ウォーキングにつきましてご報告を申し上げます。これまで飛騨市には日本クアオルト研究所が認定した3つのコースがありましたが、今回オープンした小島城コースは、飛騨市健康ウォーキングガイド協会が独自に認定した全長約2.5キロメートルのコースで、飛騨市としては4つ目のコースとなります。

コースの特徴としては、他のコースに比べ、多少の勾配があるものの、距離としてはちょうどよく、最高地点となる山頂付近からは古川町内が一望できます。さらに小島城の城跡付近では、枳形小口や算木積みといった昔の石垣跡を見ることができるなど、歴史と景観を同時に楽しんでもいただける素晴らしいコースとなっています。ガイド協会では、本年度、新たなガイドの養成も行う予定でいらっしゃるということで、本コースの利用と併せ、更なる充実が図られることを期待しております。

最後になりますが、児童・生徒の活躍についてご報告を申し上げます。4月7日、昨年に引き続き、コロナ感染症予防対策を行いながら、小学生1,006名、中学生551名が新学期をスタートさせました。

5月19日には、古川中学校において十分な感染対策のもと、2年ぶりに観客制限を設けること

なく体育祭が実施されました。子供たちの主体性を大切にしながら、競技内容や競技方法、応援合戦など、創意工夫を凝らした見事な取り組みだったと聞いております。ご家族の皆様も、久しぶりに子供たちが活躍する姿をグラウンドで参観することができ大変満足したとの声が多く届いたようであります。

5月22日には、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期しておりました第4回荒垣秀雄顕彰作文コンクールの表彰式を、地域交流センター船津座で開催しました。荒垣秀雄天声人語賞ならびに特選に古川中学校の向林巧貴さんが受賞されました。コロナ禍を通して学び得た卒業アルバムに収められている「小学校六年生の1年間」という時間が自分の宝物であることを、見事な表現で綴っています。

古川小学校の岡田匠生さん、古川西小学校の佐藤のぞみさん、町宥奈さん、古川中の井畑晴仁さんも入賞されました。どの作品も「私の宝物」というテーマを踏まえ、仲間、音楽、家族などについて感じた思いを素直に表現されています。

最後に、7月22日～26日にかけて開催されます第27回高野山旗全国学童軟式野球大会に岐阜県代表として古川クラブスポーツ少年団が出場されます。仲間を思いやる心、チームワーク、強い精神力を大切にして健闘する姿を期待し、精一杯声援を送りたいと思います。

以上、私からの行政報告とさせていただきます

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言を終わります。

◆提案理由・総括説明

◎議長（澤史朗）

ここで市長より今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、説明を申し上げます。今回は報告案件が3件、承認案件が5件、財産の取得が2件、協定の締結が1件、人事案件が20件。条例改正が3件、指定管理者の指定が1件、補正予算が2件の合計37案件でございます。

報告案件ですが、令和3年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書は、神岡鉦山資料館耐震補強計画策定事業ほか28事業でございます。

次に飛騨市土地開発公社の経営状況報告が1件、損害賠償の額の決定が1件の合計3件でございます。

議案の中で即決議案としてお願いする案件といたしまして、飛騨市税条例の一部を改正する条例ほか、専決処分の承認が5件。高規格救急自動車の購入ほか財産の取得が2件。飛騨市公共下水道古川浄化センターの耐震補強工事委託に関する協定の締結が1件。人事案件として固定資産評価委員の選任が1件。農業委員会委員の任命が19件の合計28件でございます。

なお、補正予算、条例改正等につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

以上で市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第1号 令和3年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎議長（澤史朗）

日程第3、報告第1号、令和3年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

報告第1号についてご説明申し上げます。別紙事業について、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用するので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和3年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

次ページをお願いいたします。神岡鉱山資料館耐震補強計画策定事業から公共土木施設補助災害復旧事業までの29事業に係る繰越明許費繰越計算書につきまして報告するものです。

5番、19番、23番は令和3年12月議会、7番は1月臨時会、4番は3月の専決、その他につきましては、本年3月議会において議決をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策により影響を受けている弱者支援や関係機関及び地元の調整等に不測の日時を要したことによるものでございます。翌年度に繰り越す額は総額8億7,500万円で、財源内訳は記載のとおりとなります。以上、よろしくをお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第1号を終わります。

◆日程第4 報告第2号 飛騨市土地開発公社の経営状況報告について

◎議長（澤史朗）

日程第4、報告第2号、飛騨市土地開発公社の経営状況報告についてを議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

それでは報告第2号、飛騨市土地開発公社の経営状況についてご報告いたします。地方自治法第243条の3、第2項の規定により飛騨市土地開発公社、令和3年度事業報告及び決算に関する書類並びに令和4年度事業計画及び予算に関する書類について別紙のとおり報告いたします。

2ページをお開きください。令和3年度の事業報告書です。当公社はご承知のとおり鮎ノ瀬団地の販売を行っておりますが、総括事項に記載しておりますとおり販売対象区画は4区画あり、当該年度においては売却に至りませんでした。

したがって6行目記載のとおり売却収入はなく、68万8,000円の純損失の計上となりました。令和3年度末の完成土地保有高は、1,151.06平米。金額にいたしまして1,887万1,455円となります。なお当公社は固定負債を有しておらず、健全経営を確保しております。今後も引き続き

鮎ノ瀬団地の販売促進に努め、資金運用及び諸経費の節減に留意し、より一層の経営の健全化に努めてまいります。

次に2理事会、3監査の状況ですがご覧のとおりでございます。3ページをご覧ください。昨年度の決算報告書でございます。明細書でご説明したいと思っておりますので、8ページをご覧ください。収益的収入となります。売却がございませんでしたので上段の事業収益はございません。下段の事業外収益については受取利息、雑収益のみであり、合計5万4,000円の収入となりました。

次に9ページをご覧ください。支出でございます。上段の事業原価は売却がありませんでしたので0円です。中段の販売費及び一般管理費につきましては人件費と経費を計上しており、人件費については、理事会及び監査時の報酬です。経費につきましては広告宣伝費、保有土地の管理に係る経費、公社事務局員人件費、諸経費として負担金を計上しており、販管費の合計は74万2,445円となっております。予備費はございません。支出合計は74万2,445円となりました。

次に少し戻りますが、4ページをお願いいたします。損益計算書PLでございます。先ほど明細書にてご説明した収入と支出の差、68万8,445円が下から3行目当期純損失となります。なお準備金合計は1億4,293万9,138円となります。

5ページをお願いいたします。貸借対照表バランスシートになります。まず資産の部ですが、1流動資産として現金及び預金、3番目の完成土地等の合計、資産合計は1億5,343万9,138円となります。

次に負債の部ですが、こちらはございません。資本の部ですが変更はなく資本金は1,050万円です。準備金は先ほど申し上げた金額を計上しており、負債資本合計は1億5,343万9,138円となります。

続きまして6ページ目をお願いいたします。キャッシュフロー計算書になります。まず、表の左側、1の事業活動によるキャッシュフローは最下段にあります。112万5,275円のマイナスとなりました。なお、前年度の未払い金が生じていたチラシの印刷代金と一般会計への負担金を令和3年度に入り支払ったため計上しております。最終的な期末におけるキャッシュ残高は1億3,456万7,683円です。

次に7ページの財産目録をお願いいたします。こちらはご覧のとおりです。

次に11ページをお願いいたします。完成土地等の明細表ですが、令和3年度中の増減はございませんでした。

次に13ページをお願いいたします。決算監査の意見書になります。監査の結果は適正に執行されており、経理上指摘すべき点はなかったという総括意見をいただいております。

続きまして15ページ目をお願いいたします。ここからは、令和4年度の事業計画及び予算についてご報告いたします。まず事業計画のうち土地の売却につきましては、残る全区画の4区画の販売を計画しており、金額は1,900万円です。販売価格について理事会においても協議を行い、現在の設定金額が近傍地の実勢価格に対して高い状況となっていることから、今年度は価格を下げ販売することとしております。

次に16ページをお願いいたします。令和4年度の予算となります。説明につきましては少し飛んでいただいて、21ページ目をお願いいたします。こちらの予算説明書にてご説明をさせていただきます。まず収入ですが、事業収益として先ほどご説明しました全4区画分1,900万円を計上し

ております。事業外収益としては、受取利息及びその他雑収益合わせて4万2,000円を計上し、事業収益と合わせて1,904万2,000円を計上しております。

次に支出ですが、事業原価として、当該土地の完成土地、売却原価、1,887万3,000円を計上いたしました。

次に販管費でございますけれど、人件費は理事会等の報酬を、経費につきましては所要の経費を計上させていただきます。経過予備費を加えました支出合計は、2,131万7,000円となります。なお17～20ページでございます予定の財務諸表につきましては説明を省略させていただきます。以上で土地開発公社の経営状況報告を終わらせていただきます。

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（高原邦子）

今期は売れなかったということですが、そして値段をやはり下げていくと、ほかのところとの兼ね合いもあるということなんですが、広告宣伝費と販売促進に100万円ずつ予算を今回立てています。広告の仕方というのをもう少し変えていくとか、何かしらしないと売れないのではないかなと思いますし、売れ残るといのはちょっと語弊がありますが、どうしてそこを選ばれなかったのかというそれなりの理由もあると思うので、やっぱり価格を、興味のある方がいたら、できるだけ成約に結びつくように、言葉は悪いですけど、不動産屋の商売人になったつもりで向かわないと、ずっとそのまま、今回は七十何万円ですか、マイナスがあって、それを10年間していたら700万円になりますよね。そんなことを考えていくと、いかにして土地を処分していくかということは、大きなことだと思うんですが、今までどおりのことでは駄目なんですけど、その辺どう考えて取り組んでいかれる思いでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

確かに従前どおりの広告宣伝の仕方では、ちょっと弱いのかなというふうには考えております。一方で、こういった土地というのは、やはり皆さんよくフリーペーパーのところを注視してご覧になったりとか、日々新聞に折り込まれてくる情報というのもやっぱり重要な広告媒体の1つである認識をしております。今まで予算の許す範囲の中でそういった回数を増やすとか、あるいは、今までも取り組んでおりますけれども、移住者の方々も一定数いらっしゃるわけですので、そういった方々への波及というか、そういったこともやっていきたいというふうに考えております。

なお、その価格について、今回、理事会等にもお諮りをして、今回プライスダウンに踏み切ったわけでございますけれども、やはり譲渡されている実勢価格なんかもちんちんと状況を見ながら、その辺も流動的にというのは理事会にお諮りをしないとイケませんので、しっかりとそういった実勢を見ながら判断をして取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○12番（高原邦子）

そういった方向で向かっていくのはいいと思うんですが、広告のところなんですけど、やっぱり飛騨市の職員みんなが、部は違っていても営業マンになっていて、何か家を建てたいなという

情報とか、そういったことを小耳に挟んだら知らせるとか、ただ紙でビラを配ればそれが広告ではなくて、いろいろな方法があるので、やっぱり職員も一丸となって、やっぱり営業マンに徹するという。そして上げていくというふうに向かっていかないと、担当のところだけがやっていけばいいというものではないと思うので、ぜひいろいろな知恵を働かせてやっていてもらいたいと思うんですが、どうですか。

□企画部長（森田雄一郎）

一応、土地の開発公社という一組織での取り組みというふうにはなっておりますけれども、議員がおっしゃられるように、庁内一丸となっているいろいろな情報収集も含めて、一区画でも多く販売につなげていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○2番（水上雅廣）

関連で1点だけお聞かせください。1期分と2期分の価格、近郊の土地状況を見ながら価格を下げたいのというは分かるんですが、下げ率が違うような気がするんですけど、もし間違っていたら指摘いただいて結構なんですが、1期分が約75%、2期分が65%になりますか。そうした差を生んだというようなところでどういう理由があったのかお聞かせをいただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

分譲価格の決定というか、検討段階におきまして、地元の不動産業者さんにもご相談させていただきました。そこで、一定率の坪単価のところに着目をして金額を検討してきたわけなんですけれども、一方で造成原価というものがございまして、造成原価を下回った状態での販売というのは現段階では、ちょっと踏み切るのは難しいなということをお返しております。

それで、おっしゃられるように第1期分の方譲と第2期分の方譲ではプラスダウンの割合は異なっております。そこは今回の予定の収支のところを見ていただいても分かると思いますが、この造成原価を下回らないところのぎりぎりのところで、今回は価格を決定させていただいたということなんです。

○11番（籠山恵美子）

具体的に造成原価を下回らない、下げ幅というものはどのぐらいなんですか。今ここで言うのは駄目ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

お答えいたします。今、水上議員さんのほうからもご指摘をいただきましたけれども、第1期分の県道沿いのところですね、あそこの分筆につきましては25%。それで、中の24、26、27の3区画がございまして、こちらについては35%プライスを下げております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

以上で質疑を終結し、報告第2号を終わります。

◆日程第5 報告第3号 損害賠償の額の決定について

◎議長（澤史朗）

日程第5、報告第3号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは、報告第3号についてご説明いたします。2件ございますので、私からは1つ目の案件についてご説明を申し上げます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。発生日時・場所は、令和4年2月18日午前7時45分頃、古川町寺地地内八幡神社付近です。

事故の概要ですが、運行委託先事業者職員が運転するスクールバスが古川西小学校の児童送迎のため、古川町寺地地内八幡神社付近で転回し、県道479号へ進入したところ、同県道を西側から走行してきた車両があり、停止しようとしたが、積雪によりスリップしたため、相手方車両に接触し、相手方車両、助手席側ドアミラー付近を損傷させたものです。児童は乗っておりませんでした。相手方は飛騨市内の方です。相手方損害額は18万9,155円。市の過失割合は80%です。損害賠償金は15万1,324円。財源は全額保険金です。専決年月日は令和4年3月31日、専決第2号です。以上で説明を終わります

◎議長（澤史朗）

続いて説明を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、続きまして2つ目の案件についてご説明いたします。2ページ目をお願いいたします。発生日時・場所、令和4年1月21日、午後0時30分頃、飛騨市神岡町地内です。事故の概要、神岡町釜崎地内市道上村線沿線において、融雪に伴い市道の路側擁壁小段から雪塊が落下し、擁壁下方にあった民家に当たり、ガラス戸を損傷させたものです。

相手方につきましては記載のとおりです。相手方損害額8万2,500円。市の過失割合100%。損害賠償金8万2,500円。全て保険金で対応するものです。専決年月日、令和4年5月16日、専決第6号です。以上で説明を終わります。

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（高原邦子）

雪が解け始めて、それで雪の塊が当たったということなんですが、こういった事故を受けて、市道のここら辺は危ないぞとか、行けないなど、民家に影響を与えるなどというようなことは、ほかのところでもチェックは入れたんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

毎年、市道につきまして、月に1回ないし2回、道路パトロールをやっておりまして、その都度、危険箇所についてはチェックを入れております。

今回は擁壁の下ということで分かりづらいところではあったんですけども、危険な状況を事前に市民の方から通報していただいたり、そういったところをしっかりと把握しながら道路パトロールと併用しながら危険箇所をこれからも把握してまいりたいと思っております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結し、報告第3号を終わります。

◆日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
（飛騨市税条例の一部を改正する条例）

◎議長（澤史朗）

日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。本件は飛騨市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものです。

要旨についてご説明申し上げます。要旨のほうをご覧くださいと思います。今回の改正は地方税法の改正による改正でございます。

まず、1点目でございます。市民税関係で地方税法の改正による項ずれに伴い所要の改正を行うものでございます。

2点目は固定資産税、課税台帳の閲覧及び記載事項証明書を交付する際、登記簿上の住所に変わり、登記所から通知される事項の表示を可能とすることができる法改正に伴い、関係規定を改正するものでございます。

3点目は固定資産税の課税標準の特例を規定している地方税法附則の改正に伴う項ずれを整理するもの及び下水道法に規定する除外施設の特例期間を2年間延長するものと、貯留機能、保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置が創設されたことに伴い、規定を整備するものでございます。

4点目は同附則の改正に伴う文言の整理を行うものです。

5点目は、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とするものでございます。特例措置を講ずる規定を設けるものです。施行日は令和4年4月1日です。以上で説明を終わります。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（高原邦子）

上位法の改正ということで、もう入っているということだったんですが、これはいつ上位法が改正されて、そして専決をしなければならないほどせっぱ詰まっていたんでしょうか。3月議会には出せなかったという認識でよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

すみません。手元には地方税法の改正の日にちまでの資料がないんですけども、いずれにしても4月1日からの施行分ということで、今回お願いしたというようなことで上程したものでございます。

○12番（高原邦子）

ちょっと答弁になっていないと思うんですね。上位法がということだったので、上位法の改正された施行日というか、上位法の施行日ですよ。それはいつなんですかということなんですが、そういったことも分からずやっているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

すみません、手元に資料がないものですから調べさせてください。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はございませんか。

○11番（籠山恵美子）

ついでに説明していただくとありがたいです。関連ですけど、つまり施行日が4月1日になっていますよね。しかも上位法の改正だということならば、大体は3月議会に施行日を4月1日と定めて条例改正というのが出てくるのが当たり前ではないかなと普通は考えますので、ここで専決で出てくるというのは、大体専決というのは、会議を開くいとまがない、あるいは前の議会で承認されずに宙ぶらりんになってしまっただけで次に出すとかとそういう、基本的には特定の理由があって専決なわけですから、上位法の条例改正が専決でポンと出てくるというのは、中身が悪くないんだからいいのではないかという話ではないんですよ。そのあたりをちょっと分かりやすく説明してください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

手元にタブレットがあるので、調べられるので見ると、やはりそうなんですが、地方税法の改正は大体、通常国会に上がって3月31日に交付になるんです。3月31日公布で4月1日に施行になるものですから、おおむねどの自治体もそうだと思うんですが、3月議会の提案は、当然公布後ということになりますから間に合わないんですね。県なんかでもそうですけど、私も実際に税務課時代に携わったことがあるんですが、ほとんどが専決です。

やはり3月議会上程ということになると、2月になりますので、その時点でまだ法案の審議を

している最中ですから、上位法の改正を見込んで改正するという事はなかなかできないので、成立して公布されて初めて上位法の改正で改正になりますから、ですので、今年もそうなんです、この地方税法改正案は3月31日公布で、4月1日に総務省から通知が来ています。4月1日施行ですので、しかも税ですから、即時改正ということに当然なりますので、やはりこういった日程で国の法律改正が動いている以上、専決はやむを得ないかと思えます。

○11番（籠山恵美子）

だとしますと、施行日が4月1日ではなくて、施行の日というふうにするという方法もあるんですが、4月1日が施行日ということは、遡って対応するという事ですよ。この内容を見ますと2番と4番の対象となる方には有利となる改正と書いてありますので、このあたりの実際の税上のやりとりみたいなものは、遡って4月1日でお金のなんかそういうものが発生してくるということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

基本的にそう言った形になります。4月1日以降の適用分からということになります。遡ります。4月1日ですから同日ということになります。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって承認第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

◆日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を
改正する条例）

◎議長（澤史朗）

日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、承認第2号についてご説明を申し上げます。本件は商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものです。

要旨にてご説明申し上げます。要旨をご覧いただきたいと思います。今回の改正は、租税特別措置法が改正され、同法に項ずれが生じたことに伴い、当該条例の商工業生産設備等に対する固定資産税の特例の適用範囲を規定する箇所、同法の項ずれした条項を引用していることから、引用箇所を改正するものでございます。施行日は公布の日、適用日は令和4年4月1日です。以上で説明を終わります。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ご説明となつております承認第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思つたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よつて承認第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よつて承認第2号は原案のとおり承認されました。

◆日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（令和3年度飛騨市一般会計補正予算（専決第3号））

◎議長（澤史朗）

日程第8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飛騨市一般会計補正予算（専決第3号））を議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、承認第3号についてご説明申し上げます。本件は令和3年度飛騨市一般会計補正予算（専決第3号）について、地方自治法の規定により専決処分しましたので報告し、承認を求めるものです。

専決日は令和4年3月31日です。4ページ、予算書になりますと2ページになりますが、お願いいたします。今回の補正は繰越明許費を1件追加するもので、子育て世帯臨時特別給付金事業について、令和4年度に繰り越すものです。以上で説明を終わります。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第3号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって承認第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって承認第3号は原案のとおり承認されました。

◆日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

令和4年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号）

◎議長（澤史朗）

日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号）を議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、承認第4号についてご説明申し上げます。本件は令和4年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号）について、地方自治法の規定により専決処分しましたので、報告し、承認を求

めるものです。

専決日は令和4年4月14日です。3ページ、予算書の1ページになりますが、ご覧いただきたいと思います。歳入・歳出予算の総額に3,490万円を追加し、予算の総額を185億7,490万円とするものです。

今回の補正は、市内においても、新規感染者数の増加が続き、さらなる検査体制の強化が必要となったことに加え、時短協力金の対象にならなかった事業者や、観光バス、土産物販売などへの需要喚起策を第13弾として取りまとめたものです。

なお、財源については、全額、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。

7ページをお開きください。予算書5ページとなります。まず、衛生費では、市内医療機関において、院内従事者や患者などが予防的に実施しますPCR検査費用の一部を助成するとともに、まちなか簡易検査センターの体制強化及び市民を対象とした抗原定性検査キットの購入支援や、地域活動団体に対する抗原定性検査キットの配布に所要額を計上しました。

また、市民を対象とした無症状者の医療機関におけるPCR検査期間を延長することに伴う経費及び感染対策指導員の巡回指導を継続する経費も追加しました。

次に商工費でございます。催事減少により売り上げ減少に苦しむ酒小売等事業者への支援及び仕入れ高騰により、経営の安定を図る目的で利用する岐阜県制度融資の伴走特別保証の利子の一部支援するとともに、事業者向けの抗原定性検査キットの購入経費を計上しました。

また、観光費では県の無料検査実施施設へ登録された宿泊事業者への協力金及び近隣観光地との差別化を図る独自キャンペーンの費用に加え、市民が安心してバス旅ができる対策支援にそれぞれ所要額を計上しました。以上で説明を終わります。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（高原邦子）

この安心バス旅応援事業補助金は、どういった安心バスで、どのくらいの方が参加されて、予定はどのくらいだったのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

この安心バス旅の事業の補助金は、市内のバス事業者を利用したバスで旅行などをされることに対して1件当たり5万円補助を行うものです。実績につきましては、昨日までの実績で39台分。187万円の補助を行っております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第4号につきましては、委員会付託を

省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって承認第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって承認第4号は原案のとおり承認されました。

◆日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

（飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

◎議長（澤史朗）

日程第10、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。

本件は飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法の規定により報告し、承認を求めるものです。

要旨にてご説明申し上げます。要旨をご覧いただきたいと思います。今回の改正は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により、一般職の期末手当の支給率が引き下げとなったため、常勤職員の令和3年度の引き下げ相当額については、令和4年度6月期の期末手当から減額する旨、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例にて改正を行ったところです。

今般、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴う非常勤職員の取り扱いによりまして、非常勤職員の期末手当に関しても、常勤職員同様の取り扱いとするよう運用が示されたことから、会計年度任用職員の期末手当の令和3年度の引き下げ相当額についても、令和4年度6月期の期末手当から、0.15か月分相当額を減額することで調整するための改正を行うものとなります。施行日は公布の日となります。以上で説明を終わります。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（籠山恵美子）

条例改正を専決でやるということがちょっと納得しがたい内容です。一般職の期末手当の問題。

条例改正などは減額分も含めて3月議会に出されましたよね。特別職もやられましたよね。そのときに同時に出されてしかるべきものだと思うんですけども、会計年度任用職員の内容は一緒ですけども、会計年度任用職員の分を、今、専決でやるというのは、これはどういう内容なんですか。出し忘れたんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

議員がおっしゃるとおり、当時、やはり会計年度任用職員さんも一緒に議論していたんですが、会計年度任用職員につきましては、基本的に1年契約ということになります。そういった中で、当時のところにそれに該当するののかということで、関係者、岐阜県等々を通して議論したんですけども、これに対してなかなか回答がなかったというようなことでもございました。ですので、一応、3月につきましては、いわゆる一般職のみということになります。

それで、先ほど申しましたとおり4月に入りまして、内閣府の人事局とか、いわゆる人事院等々からこういった内容について、通知文書が来まして、それによって一般の職員と同じような同等の扱いとするようにというような通知が来しましたので、今回こういった形で提案させていただいたものでございます。

○11番（籠山恵美子）

そうしますと、今回は初の事例で、あれこれ相談してこういうふうには会計年度任用職員も同様に扱うということになれば、次回からは、こういう職員などの報酬や期末手当などの条例改正のときには、同様に会計年度任用職員も出してくると。それは一致して出せるものだという事になるわけですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

今回こういった通知が国から来たというようなことありますので、基本的にはそういった形になるかと思っております。議員のご指摘のとおりのことになるかと思います。

○12番（高原邦子）

私も疑問に思ったんですが、今聞いたら、相談をかけていたというんですが、こういった議員とか、一般職員はもう改正されていますよね。そういったときに、やっぱり独自で飛騨市としての考えというものを持ってしかるべきだと思うんです。ですから、そのときに同時に出してくるのが当然だと私は思うんですよ。

そして、何でも国からとか、県とかというのではなくて、もう人事院勧告を受けとめてやっているんだから、それに準じて飛騨市独自でも出せなかったのかというのが、私は疑問に思うんですよ。もう少し自主性というか、判断してもいいようなところも、みんな国、県に相談をかけなければいけないものなのか、かけないとやっていけないものなのか。その辺をどうお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

地方公務員制度、特に給与の部分が各自治体の独自の判断でいけるかどうかというのには、私はいろいろな議論があると思うのですが、ただ、今、人事院制度、飛騨市の場合は人事委員会がありませんから、人事委員会がある自治体であれば独自ということはできると思います。

ただ、飛騨市は人事委員会を持っていないし、基本的には人事委員会は都道府県中心でありますので、そういった諮問をして、きちんとそのデータに基づいてやっていくという機関を持っていない以上、やはり国の地方公務員法の人事院の勧告に基づく地方公務員法の改正というものを踏まえて、それに基づいてやっていかざるを得ないというのが飛騨市の立場だというふうに考えておまして、なので、こうした会計年度任用職員の取り扱いについても、本来は国がもっと早くきちんと示すべきであったということなのですが、そこが来ていない以上、疑義の照会はしなければいけない。今回のように早い時期に来ればいいんですが、遅く来ると、期末手当は6月1日が基準日ですから、その前には決めないといけないので、必然的に専決ということになってくるということです。

ただ、今申し上げたようにご指摘の点について私は人事委員会を持っていない以上、国の制度に準ずるべきだという考え方を持っております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第5号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって承認第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって承認第5号は原案のとおり承認されました。

◆日程第11 議案第62号 財産の取得について（高規格救急自動車）

◎議長（澤史朗）

日程第11、議案第62号、財産の取得について（高規格救急自動車）を議題といたします。説明

を求めます。

□消防長（中畑和也）

議案第62号、財産の取得について説明させていただきます。高規格救急自動車1台の更新です。取得金額は1,922万8,000円。取得先は岐阜県飛騨市古川町栄2丁目1番6号、有限会社清水自動車整備工場です。納期は令和5年3月15日。落札率は92.48%。更新しました救急車は古川消防署に配備します。よろしくお願ひします。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ござひませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにござひませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◆日程第12 議案第63号 財産の取得について（ロータリー除雪車）

◎議長（澤史朗）

日程第12、議案第63号、財産の取得について（ロータリー除雪車）を議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、議案第63号についてご説明いたします。財産の取得について（ロータリー除雪車）次のとおり財産を取得する。財産の種類、物品。財産の名称及び数量、ロータリー除雪車1台。取得目的、除雪機の更新。取得金額、5,060万円。取得先は株式会社利興です。車両の配置場所ですが、神岡町地内です。納期は令和5年3月20日。なお、落札率は94.93%でござひます。財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業の補助率3分の2を活用いたします。以上で説明を終わります。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（籠山恵美子）

何社入札しての落札率ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

指名業者は5社で、そのうち3社が入札を行いまして決定しております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑は。

○12番（高原邦子）

先ほどの救急車のときも、来年度末の3月が納期ということだったと思うんです。でも救急車なので、今回はロータリー除雪車なんですけど、3月と、今年の暮れとか、そういったときには間に合わないんですか。

やっぱり、こういった特別なものですから今から注文をかけても、今年の除雪期には間に合わないのか。それとも今、車関係というのは一般乗用車も待たされているという状況ですが、この3月納期というのはどういった、ロータリーとかは普通はこういうものなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

現時点では、メーカーに確認したところシーズン前に納期が間に合うという回答をいただいておりますが、ご承知のとおり材料でなかなか入らない部品があったり、そういったことがありますので、今のところは可能という状況でも、この先、全部がそろるかということになりますと、やはり断言はできませんので、納期は少し長めに取っております。

ちなみに、昨年、ロータリー除雪車は11月に納入されておりますので、できれば今シーズンに間に合うように対応していきたいと考えております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって議案第63号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め討論を終結いたします。これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は原案のとおり可決されました。

◆日程第13 議案第64号 飛騨市公共下水道古川浄化センターの建設工事委託（耐震補強）に関する協定の締結について

◎議長（澤史朗）

日程第13、議案第64号、飛騨市公共下水道古川浄化センターの建設工事委託（耐震補強）に関する協定の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、議案第64号について説明いたします。飛騨市公共下水道古川浄化センターの建設工事委託（耐震補強）に関する協定の締結について。

市は建設工事委託に関する協定を次のとおり締結する。協定の目的、飛騨市公共下水道事業古川浄化センター建設工事（耐震補強）、契約の方法は随意契約。協定金額は3億7,000万円。協定の相手方、日本下水道事業団。工事の場所は飛騨市古川町杉崎地内。工事の概要は主ポンプ棟、塩素混和池、管廊、1系OD施設、1系最終沈殿池施設、放流渠施設に対する耐震補強工事一式でございます。なお、完成期限は令和6年3月15日を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（高原邦子）

令和6年までかかるということで、大変な工事だとは思いますが、これは何年前に建てられて、そして、耐震補強をしたら、あとどれくらいもつのでしょうか。

その辺の耐用年数というか、設備のことなのでそれぞれで違うかと思うんですが、その辺はどうなっていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

今回、耐震補強を行う施設は平成9年度の阪神淡路大震災以前に建設した施設ということで、耐震性能が当時の基準を満たしていない施設でございます。

同じ古川浄化センターにおいても、その後に建設された部分につきましては、耐震性能を満たしておりますので、補強の必要はございませんが、今回、最初に建設しました平成5年度に着手した部分のみ補強を行うものでございます。一部は令和2年度に、既に耐震補強を行っておりまして、残りの部分を今回行うものでございますが、耐用年数につきましては、耐震補強を行うと

ということですが、全体の施設自体は当時の耐用年数ということですので、補強を行って伸びるといいますか、建設当時のものを補強していくということでございます。補強した部分は新しくなりますので、伸びると言えば伸びるんですけども、全体が伸びるというよりは、今回、耐震性能を満たすために、地震対策ということで補強するものでございますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（籠山恵美子）

3億7,000万円という大きな工事ですけれども、随意契約にした理由を教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

下水道事業団といたしますのは、地方自治体からの、主に浄水場最終処理場の建設等に工事委託を受けまして、発注から管理、監督、検査まで一連の事業を行う唯一の機関でございまして、ここにしか委託先がございません。全国の小規模な自治体は、この委託制度を活用しまして委託しておりまして、今までも飛騨市の最終処理場は全て日本下水道事業団に委託して工事を行っております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって議案第64号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は原案のとおり可決されました。

◆日程第14 議案第65号 飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めること

◎議長（澤史朗）

日程第14、議案第65号、飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることを議題といたします。説明を求めます。

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。飛騨市固定資産評価員を選任するため、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

専任者について申し上げます。氏名、竹原尚司。提案理由は市税務課長の人事異動に伴う改選でございます。なお、生年月日、住所は記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり同意されました。

◆日程第15 議案第66号 飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
から

日程第33 議案第84号 飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎議長（澤史朗）

日程第15、議案第66号～日程第33、議案第84号、飛騨市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの19案件を会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。議案の朗読を省略し、説明を求めます。

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第66号～議案第84号につきまして一括してご説明を申し上げます。

飛騨市農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

順次申し上げます。議案第66号、氏名、上平義幸さん、農業者でございます。生年月日、住所は記載のとおりで、提案理由は任期満了に伴う任命でございます。

以降、議案第84号まで、生年月日、住所は記載のとおりでございます。提案理由は同様でございますので、また、略歴につきましても、それぞれ裏面のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

議案第67号、森下利朗さん、認定農業者の農業に従事する親族で準ずるものでございます。

議案第68号、前田憲司さん、農業者でございます。

議案第69号、蒲生洋子さん、認定農業者の農業に従事する親族で準ずるものでございます。

議案第70号、平田多恵子さん、農業者でございます。

議案第71号、田中貞雄さん、農業者でございます。

議案第72号、山口茂明さん、農業者でございます。

議案第73号、重田和照さん、認定農業者でございます。

議案第74号、田口吉彦さん、農業者でございます。

議案第75号、大下哲矢さん、認定農業者でございます。

議案第76号、下方好博さん、認定農業者でございます。

議案第77号、上川渡福雄さん、農業者でございます。

議案第78号、大家耕司さん、農業者でございます。

議案第79号、森下和正さん、認定農業者でございます。

議案第80号、米澤英雄さん、農業者でございます。

議案第81号、中箴誠一さん、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する利害関係を有しないものでございます。

議案第82号、洞口英夫さん、認定農業者経験者で準ずるものでございます。

議案第83号、岩佐和廣さん、農業者でございます。

議案第84号、荒木誠さん、農業者でございます。

以上19名の皆様で任期につきましては令和4年7月1日から3年間でございます。なお、農業委員会等に関する法律の施行規則の一部改正により、令和4年4月1日より、認定農業者が過半数を占めることを要しない場合の議会同意は廃止されましたので申し添えます。以上で提案説明とさせていただきます。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより一括質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号～議案第84号までの19案件について委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号～議案第84号までの19案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより一括採決をいたします。議案第66号～議案第84号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって議案第66号～議案第84号は原案のとおり同意されました。

◆日程第34 議案第85号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
から

日程第39 議案第90号 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）

◎議長（澤史朗）

日程第34、議案第85号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてから、日程第39、議案第90号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）について会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

△市長（都竹淳也）

それでは、私から議案第89号及び議案第90号にて提案しております補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その概要についてご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度が始まって間もない段階であることから、当初予算編成後に生じた事由や国県補助事業の内示額にあわせて事業費及び財源の調整を図るほか、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種費用を盛り込んで編成をいたしました。

それでは、本補正予算における主要施策の概要につきまして、ご説明申し上げます。総務費では、空き家の取り壊しにかかる事前相談が想定を上回る件数であることを受け、制度開始初年度ということから空家等除却補助金を2,000万円追加計上することとし、市民ニーズに即した対応を図ってまいります。

また、企業版ふるさと納税として複数の企業からC o - I n n o v a t i o n大学設置に対して総額1億円の寄附の申し出がありましたので、その同額を私立大学設置応援基金に積み立てる予算を計上致しました。

このほか、昨年大雪によって破損した池ヶ原湿原内の木道について、補強も踏まえた改修経費に800万円を計上しまして来シーズンに向けての復旧を図るとともに、地籍調査事業では、当初の見込みを大幅に上回る県補助金の採択が決定したため、事業費1,500万円を追加計上し、事業の進捗を図ってまいります。

衛生費では、地域活動団体等でご利用いただく抗原定性検査キット購入経費に100万円追加計上するとともに、市内薬局においてワンコイン(500円)で検査キットが購入できる施策が大変好調であることを受けまして、助成金500万円を追加計上いたしました。

また、60歳以上の高齢者及び18歳～59歳までの基礎疾患を有する者を対象としたワクチン4回目の接種については、国の方針に沿って実施することとし、所要額7,100万円を盛り込むとともに、高齢者に対するワクチン接種時の交通費助成金100万円も追加計上しております。

このほか、脱炭素社会の実現に向けて、一般住宅に太陽光発電設備を設置する方への補助制度を新たに設け、全額県補助金を財源として300万円を計上いたしました。

労働費では、従業員の解雇抑制を図ることを目的とした国の雇用調整助成金が今後さらに延長されることを受けまして、中小企業の負担分全額を市が独自で支援する雇用調整支援金を300万円追加して計上しております。

農林水産業費では、玄の子地区の土地改良事業における地元負担金について県の補助金に採択されたことから、農業経営高度化支援事業補助金として1,000万円を計上し、地元協議会へ交付いたします。

また、昨年の豪雪で大きな被害を受けた果樹生産者の復旧費用を緊急支援することとしまして、補助金200万円を計上いたしました。

さらに、今年は5年に一度開催される全国和牛能力共進会が10月に鹿児島県で開催されるため、飛騨圏域が一体となって応援する市民応援団ツアーを企画するとともに、参加者による飛騨牛に関する事前勉強会を開催して機運醸成を図る経費などを合わせまして、200万円計上しております。

このほか、県単土地改良事業では当初の見込みよりも大幅に県補助金が採択されたことを受けまして、900万円を追加計上して事業の進捗を図るとともに、年々来訪者が増加する安峰山の展望台ウッドデッキがかなり老朽化しておりますので、全額県の補助金を財源に200万円かけて補修することとしました。

加えて商工費では、安峰山展望台に隣接する駐車場を、新たに15台程度を整備する経費200万円を計上しまして、利用者の安全確保を図ってまいります。

土木費では、杉崎公園大型遊具の整備にあたり、工事積算の基準が変更となったことに伴う事業費の増加に加えて、夏休み時期のサッカー大会など杉崎グラウンドの利用者に対する仮囲いなどの安全対策が必要となることから、所要額500万円を追加計上し、秋のオープンを目指して事業を進めてまいります。

消防費では、地元消防団員の退職者数68名が確定したことから、退職報償金の不足見込額2,200万円を追加計上しました。

教育費では、地域の公民館などの改修や備品購入などを支援する集会施設整備事業補助金の制度を拡充したことに伴い、今回新たな案件が発生したため、300万円を追加計上し支援してまいります。

また、教育振興に対していただいたご寄附を財源にして、市内小中学校図書館の読書机を整備するほか、飛騨市図書館の蔵書を購入させていただきます。

かわいスキー場の圧雪車については、来シーズンに向けたメンテナンス修繕経費に200万円を

計上するとともに、老朽化した1台を今回更新することとしまして、所要額500万円を計上しております。

このほか、指定管理者に対する支援としまして、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少や時短営業といった不可抗力を要因に、過去3年の平均収支より損失が生じている指定管理施設、11施設に対し、新型コロナウイルス対策指定管理者支援金として所要額を計上するとともに、令和3年度における燃料高騰により大きな影響を受けた温浴施設に対して、燃料高騰対策指定管理者支援金として所要額を計上しております。

最後に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の歳入計上額3億4,000万円から今回、歳出計上する各コロナ施策への充当額2,000万円を除いた3億2,000万円を予備費に計上することとしまして、今後のコロナ対策を機動的に展開していきたいと考えております。

以上、今回の補正予算は、一般会計で6億7,900万円を追加し、補正後の予算総額は192億5,400万円となります。

なお、今回の補正予算の編成に必要な財源につきましては、国県支出金や特定目的基金繰入金、市債等の特定財源のほか、財政調整基金繰入金にて調整しております。

最後に、一般会計以外では、企業会計である飛騨市国民健康保険病院事業会計における債務負担行為を2件追加する議案を上程しております。

以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。条例、その他の議案につきましては、総務部長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

続いて説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、条例、その他議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第85号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症対策として、介護保険料の徴収猶予期間の拡大及び減免要件の緩和を行うための改正でございます。

議案第86号、飛騨市障がい者グループホーム施設条例の一部を改正する条例については、条例施行前の指定管理に係る準備行為を可能とするための改正です。

議案第87号、指定管理者の指定について、飛騨市障がい者グループホームについては、指定管理者の指定を行うものです。

議案第88号、飛騨市消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正によるものです。

以上、よろしくお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

以上で説明が終わりました。

ただいま説明のありました議案第85号～議案第90号までの6案件につきましては、6月15日～6月16日までの2日間、質疑を予定いたしております。質疑のある方は発言通告書によりお願いいたします。

なお、質疑一般質問の発言通告書は、6月9日木曜日、午前10時が締め切りでありますのでお

願います。

◆日程第40 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

◎議長（澤史朗）

日程第40、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げます。岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員は、規約の定めにより市長、副市長、監査委員のうちから議会において1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。議員の指名は議長において行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

それでは、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に規定する広域連合議会議員に湯之下明宏副市長を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました湯之下明宏副市長を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました、湯之下副市長が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。湯之下副市長が議場におられますので、会議規則第32条の規定により、本席から当選を告知します。

ここでお諮りいたします。議案精読のため6月8日～6月14日までの7日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、6月8日～6月14日までの7日間は議案精読のため休会とすることに決しました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前11時46分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤史朗

飛騨市議会議員（1番） 小笠原美保子

飛騨市議会議員（2番） 水上雅廣